



山口労発基 0105 第 10 号
平成 27 年 1 月 6 日

各 位

山口労働局労働基準部長



労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政の推進について格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、一般社団法人仮設工業会から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年労働省告示第 101 号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通されている旨の情報提供がなされたところです。

当該パイプサポートは、別紙 1 のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品ですが、規格第 5 条で定める製造者名、製造年等の表示がないものです。

当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第 4 条第 1 項で示されている強度試験等を試みたところ、別紙 2 のとおり、規格第 2 条第 4 号及び第 5 号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認され、当該パイプサポートの製造者及び流通経路について調査を行っているところです。

当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第 42 条に違反します。つきましては、貴会の会員に対して、当該パイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じるなど、必要な措置をとるよう、周知方お願い申し上げます。



- ・ 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- ・ 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例 (最大使用長 309cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm 以上				

2 強度試験結果 (ナイフエッジによる圧縮試験) の一例 (最大使用長 255cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0 kN 以上				

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が 255cm 及び 309cm のものであるが、それ以外のサイズのもものが流通している可能性がある。